

## 令和4年3月（第12回）役員会議事要旨

日時 令和4年3月28日（月）14:00～16:17

場所 本部棟第一会議室（ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を併用）

出席者 8/9

楨野学長、高橋理事、舟橋理事、那須理事、前田理事、袖山理事、  
佐藤理事、藤原理事

（藤原理事は、ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を使用して出席）

欠席者 阿部理事

陪席者 青山監事、大原監事

（大原監事は、ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を使用して出席）

顧問弁護士（審議事項（11）のみ）

### ○ 前回議事要旨の確認

令和4年1月（第10回）及び令和4年2月（第11回）の議事要旨について、原案のとおり承認された。

### ○ 議事

#### 1 審議事項

##### （1）医歯薬学総合研究科博士課程改組について

高橋理事から、資料1に基づき、医歯薬学総合研究科博士課程を現在の4専攻を1専攻（医歯薬学専攻）に大括り化し、3学位プログラム並びに4選択プログラムに改組することとしたい旨提案があり、審議の結果、承認され、文部科学省への申請に向けて準備を進めることとなった。

##### （2）環境生命自然科学研究科改組について

高橋理事から、資料2に基づき、自然科学研究科と環境生命科学研究科を再編統合し、環境生命自然科学研究科とすることとし、現在の博士前期課程12専攻及び博士後期課程7専攻を1専攻（環境生命自然科学専攻）化し、博士前期課程4学位プログラム及び博士後期課程4学位プログラムに改組して、研究科共通で前期・後期の課程にかかわらず共通で履修できるいくつかのサブプログラムを設定することとしていること、併せて、令和5年4月設置を目途に準備を進めている状況である旨提案があり、審議の結果、承認された。

##### （3）グリーンイノベーションセンターの設置について

高橋理事から、資料3に基づき、標記センターの設置構想は本年度改組した工学部の建築教育コースの設置構想から始まっているものであり、来年度の概算要求でもそ

の設置が認められたことから、令和4年4月1日付けで全学センターとして標記センターを設置するとともに、「木造建築・林業・サプライチェーン部門」と「グリーン by デジタル部門」の2部門を設置することとし、真庭市の「林業・木材・木造建築教育研究ゾーン」と協力していきたい旨提案があり、審議の結果、承認された。

(4) AI・数理データサイエンスセンターの設置について

高橋理事から、資料4に基づき、令和4年4月1日付けで全学センターとして標記センターを設置するとともに、「AI・数理データサイエンス教育推進部門」、「サイバーフィジカル情報応用研究推進部門」及び「データサービス推進部門」の3部門を設置することとしたい旨提案があり、審議の結果、承認された。

(5) 令和3年人事院勧告への対応について

高橋理事から、資料5に基づき、本年度の本学における給与改定については、11月中までに一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）が改正されなかったことから実施しなかったが、この度、給与法改正案が閣議決定され、当該引下げが実施される見込みとなり、当該給与法改正案は、①令和4年6月期以降、期末手当の引下げ、及び②令和3年12月期期末手当の当該引下げ相当額を令和4年6月期期末手当から減額することとされていることから、本学の対応として、それらに準拠することが原則であるが、年度を跨いで減額調整がされること、コロナ禍対応で新たな業務負担が生じていること、減額の額が非常に大きく職員の生活にも多大な影響を与える恐れがあること、多くの大学が減額はしないという状況であることから、今回のみの特別措置として、②の減額を実施しないこととしたいこと、なお、年俸制については、原則として人事院勧告の影響を受けない給与制度であり、当分の間、改正は行わないこととしていること、ただし、平成31年4月導入の新年俸制については、年俸額のうち業績年俸額についての改定を行うこととし、改定後の年俸額表は令和4年4月1日から適用することとしたい旨提案があり、審議の結果、承認された。

(6) 諸規則の改正について

【学則】

①国立大学法人岡山大学管理学則

【規則】

②国立大学法人岡山大学職員就業規則

③国立大学法人岡山大学非常勤職員就業規則

④国立大学法人岡山大学医員等職員就業規則

⑤国立大学法人岡山大学職員給与規則

⑥国立大学法人岡山大学役員給与規則

⑦国立大学法人岡山大学年俸制適用職員給与規則

⑧国立大学法人岡山大学再雇用職員就業規則

⑨岡山大学総括副学長及び副学長に関する規則

高橋理事の指名により高月総務・企画部長から、資料6に基づき、標記学則及び標記規則について次の改正理由のためその一部を改正し、令和4年4月1日からそれぞれ施行することとしたい旨説明及び提案があり、審議の結果、承認された。

① 国立大学法人岡山大学管理学則

- ・ グリーンイノベーションセンターを新たに設置するため
- ・ AI・数理データサイエンスセンターを新たに設置するため

② 国立大学法人岡山大学職員就業規則

- ・ 試用期間を3か月から6か月に改めるため。
- ・ 特定保健指導を受けるため、必要と認める時間勤務しないことを承認することができるよう改めるため
- ・ 多様な性的指向や性自認のもとで築かれるパートナーシップのあり方を尊重し、当該関係性を婚姻関係に準ずる取扱いとして休暇等の制度を適用するよう包摂的に定めるため
- ・ 子の養育のため始業時刻及び終業時刻を変更する制度の利用要件を緩和するため
- ・ 子の看護養育休暇の取得対象者を拡充するため
- ・ 不妊治療に係る通院等のための休暇を新設するため
- ・ 育児部分休業の取得対象者を拡充するため
- ・ その他規定の整備のため

③ 国立大学法人岡山大学非常勤職員就業規則

- ・ 多様な性的指向や性自認のもとで築かれるパートナーシップのあり方を尊重し、当該関係性を婚姻関係に準ずる取扱いとして休暇等の制度を適用するよう包摂的に定めるため
- ・ 産前休暇，産後休暇，配偶者出産休暇及び育児参加休暇を無給の休暇から有給の休暇に改めるため
- ・ 子の看護養育休暇を無給の休暇から有給の休暇に改め，あわせて取得対象者を拡充するため
- ・ 不妊治療に係る通院等のための休暇を新設するため
- ・ 非常勤講師教育推進手当を廃止するため
- ・ 別表第5の1に定めるリサーチ・アシスタントの基本給を改定し，同表の職名欄に公認心理士を追加するため
- ・ その他規定の整備のため

④ 国立大学法人岡山大学医員等職員就業規則

- ・ 多様な性的指向や性自認のもとで築かれるパートナーシップのあり方を尊重し、当該関係性を婚姻関係に準ずる取扱いとして休暇等の制度を適用するよう包摂的に定めるため

に定めるため

- ・ 産前休暇、産後休暇、配偶者出産休暇及び育児参加休暇を無給の休暇から有給の休暇に改めるため
- ・ 子の看護養育休暇を無給の休暇から有給の休暇に改め、あわせて取得対象者を拡充するため
- ・ 不妊治療に係る通院等のための休暇を新設するため。
- ・ その他規定の整備のため

⑤ 国立大学法人岡山大学職員給与規則

- ・ 多様な性的指向や性自認のもとで築かれるパートナーシップのあり方を尊重し、当該関係性を婚姻関係に準ずる取扱いとして諸手当の対象とするよう包摂的に定めるため
- ・ 社会情勢に鑑み、期末手当の支給割合を改定するため
- ・ 全学教育・学生支援機構の改組に伴い規定を整備するため
- ・ 附属学校教員の教員特殊業務手当額を増額改定するため
- ・ その他規定の整備のため

⑥ 国立大学法人岡山大学役員給与規則

- ・ 社会情勢に鑑み、期末特別手当の支給割合を改定するため

⑦ 国立大学法人岡山大学年俸制適用職員給与規則

- ・ 社会情勢に鑑み、年俸額の支給割合を改定するため

⑧ 国立大学法人岡山大学再雇用職員就業規則

- ・ 社会情勢に鑑み、期末手当の支給割合を改定するため

⑨ 岡山大学総括副学長及び副学長に関する規則

- ・ 担当の名称を入試改革担当から入試・教育改革担当に変更するため

このことに関し、佐藤理事から、子育てや働き方改革等に関係する規則の改正内容は、岡山大学独自のものであるのか、他大学との水準との比較について質問があり、高橋総務・企画部人事課長から、基本的には国家公務員に準拠することとしているが、今回の改正も国家公務員に準拠しているものもあるが、本学は D&I の推進を掲げており、働きやすい環境の整備は課題であり、できるだけ進めていきたいと考えており、例えば、子の養育・看護休暇は、国の基準を超えているものであり、本学として状況を判断しながら改善し、今後も取り組んでいくこととしていること、また、他大学との水準との比較については、各大学ともその対応は様々であるものの、本学が他の大学と比較し大きく遅れているということはないと考えている旨回答があった。続いて、同理事から、同時にそれだけ経費もかかることも想定するが、その推進自体は大学の魅力を高める上では重要である旨意見があった。

(7) 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について

高橋理事から、資料7に基づき、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画について、今年度末で現在の計画期間が終了するため、新たな計画を策定する必要がある旨の説明があり、来年度以降の行動計画については両法の一体型として策定することとしたこと、続いて、現在の行動計画の概要及び本学の現状についての説明の後、標記行動計画は、「ダイバーシティ&インクルージョンの推進施策について」（令和3年12月14日）、第5次男女共同参画基本計画<sup>1</sup>及び国大協アクションプラン<sup>2</sup>を参考に目標を設定し、これは国大協アクションプランで示された目標と本学の状況を踏まえたものであること、並びに標記行動計画（案）として、本学の課題、3つの目標と取組内容・実施時期の概要について説明があり、当該計画を策定することとしたい旨提案があり、審議の結果、承認された。

#### (8) 令和4年度国立大学法人岡山大学予算（案）について

袖山理事から、資料8に基づき、前回の本会議で承認された来年度予算編成方針に基づいて編成した来年度予算（案）（当初）の総事業規模として、本年度とほぼ同規模の約753億円（運営費が約635億円、使途が決められている運営費以外が約118億円）である旨説明があり、続いて、当該予算案の運営費における支出の主な事項及びその対昨年度比の状況、併せて、支出予算（案）の主なポイントとして、全学戦略的経費として予算編成方針にある18項目の重点事項に対する配分状況及び主な取組事項、本学独自の枠組みとして創設した、いわゆる「調整枠」の配分状況等、経常的経費（人件費及び部局運営経費）、インフラ経費及び予備費の配分状況についてもそれぞれ説明があった。また、収入予算（案）の主なポイントとして、間接経費及び大学病院収入の計上状況について説明及び提案があり、審議の結果、承認された。

このことに関し、佐藤理事から、病院収入より運営経費の方が多くことについて質問があり、袖山理事から、病院の経費はいわゆる診療経費の他に人件費があり、この人件費は多くの大学で病院の教授、准教授等は診療だけでなく、教育・研究も行っているため、教育研究にかかる経費は運営費交付金から措置されていることとなっていることから生じているものである旨回答があった。

#### (9) 令和4年度資金運用方針について

袖山理事から、資料9に基づき、標記方針については毎年度策定しているものであるが、本年度と大きな考え方の変更はないこと、その基本方針、短期運用及び中長期運用（対象資金及び予定額、預託先金融機関及び運用金融商品）並びに資金運用益の使途の概要についてそれぞれ説明があり、審議の結果、承認された。

<sup>1</sup> 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）

[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/5th/index.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html)

<sup>2</sup> 国立大学における男女共同参画推進について-アクションプラン（2021年度～2025年度）-

[https://www.janu.jp/wp/wp-content/uploads/2021/03/danjo\\_actionplan2021-2025.pdf](https://www.janu.jp/wp/wp-content/uploads/2021/03/danjo_actionplan2021-2025.pdf)

(10) 日本学術振興会特別研究員及びOUフェローシップ採用者に対する授業料免除の新設(案)について

舟橋理事から、資料10に基づき、経済的な不安やキャリアパスの不透明性から博士課程学生が減少していることから、文部科学省の補助を得て、OUフェローシップ制度を創設しているが、当該制度の採用者全員に対し授業料免除の実施について検討する過程において、日本学術振興会の特別研究員(DC1及びDC2)で在籍する学生に対しても授業料免除の対象とすることとしたいこと、財源については、文部科学省からの予算措置分をベースに、不足分は授業料免除全体の枠組みの中で対応することとし、また、本件申請基準(案)の目的、免除期間、申請手続き等の概要について説明があり、本年4月1日から標記免除制度を新設したい旨説明及び提案があり、審議の結果、承認された。

(11) 先端治療・臨床検査センター等整備運営事業の検討について

学長から、様々な状況を総合的に勘案した結果、当該事業の中止、契約の解除を行うことについて諮られ、全員一致により承認された。

また、今後の交渉にあたっては、学長に一任することについて合わせて承認された。

## 2 報告事項

(1) 中期目標の提示と中期計画等の作成について

高橋理事から、資料11に基づき、第4期中期目標・中期計画については、3月2日付けで申請のとおり文科省から承認されたが、その他記載事項で追加された事項についてはすでに同日付けで提出しており、今後3月末までに文部科学省から認可される予定である旨報告があり、当該その他記載事項の記載内容の概要としては、別表1の「学部、研究科等及び収容定員」の一部を修正したこと並びに別紙の「予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画」の「1 予算」、「2 資金計画」及び「3 短期借入金」には、文部科学省から指定された計算式から算出して記載したことについてそれぞれ説明及び報告があった。

(2) 共同研究講座の設置について

那須理事から、資料12に基づき、令和4年4月1日付けで設置することとした大学院医歯薬学総合研究科の共同研究講座「肝・腎疾患連携推進講座」の設置目的及び研究内容等について報告があった。

(3) 寄付研究部門の設置について

那須理事から、資料13に基づき、令和4年4月1日付けで存続期間を更新することとした大学院ヘルスシステム統合科学研究科の寄付研究部門「癌幹細胞工学研究部

門」の設置目的及び研究内容等について報告があった。

(4) 寄付講座の設置について

那須理事から、資料14に基づき、令和4年4月1日付けで設置することとした大学院医歯薬学総合研究科の寄付講座「赤磐（あかいわ）総合診療医学講座」及び「慢性腎不全総合治療学講座」並びに大学院環境生命科学研究科の寄付講座「木質構造設計学講座」及び「微生物インダストリー講座」の設置目的及び研究内容等について報告があった。

(5) 令和3年度監査報告について

青山監事から、資料15に基づき、監事監査意見書及び法人監査室監査報告書については、すでに学長及び理事に事前に報告しているところであるため詳細について説明は省略するが、監事監査では、文部科学省へ提出する監査報告に記載しなければならない法令で定められた監査事項に加え、法令遵守及び内部統制システム等についての監査に加え、大学独自のものとしてこの度巨大地震、南海トラフへの対応及び岡山大学における人事基本方針の運用状況について追加して重点監査をしその結果を意見書として取りまとめたこと、法人監査室監査では、法人文書の管理、保有保有個人情報管理、契約業務にかかるリスクの管理状況及び入試業務にかかるリスクへの対応等について監査し、公的研究費についても実地監査をしその結果を報告書として取りまとめたので、意見書及び報告書の内容を踏まえ、今後の大学運営に生かしていただきたい旨依頼があった。

(6) 役員執行部体制について

学長から、資料16に基づき、令和4年度の役員執行部体制の概要について報告があった。

### 3 その他

(1) 次回開催日について

今回は、4月25日（月）13時00分から開催することとなった。

以上